

# 北九州市民の会ニュース

5 日、広島市中区  
平和記念公園の原爆碑に献花に訪れる人たち



## 被爆から 79 年

ひろしま、ながさき

広島は 6 日、米国による原爆投下の惨禍から 79 年を迎えます。広島市中区の平和公園では市主催の平和記念式典が開かれ、原爆投下時刻の午前 8 時 15 分に原爆死没者を追悼し、黙とうします。

ウクライナ侵略を続けるロシアが核の威嚇を繰り返し、ガザ攻撃を激化させるイスラエルの閣僚が核使用を「選択肢」と発言するなど、世界は核兵器を巡り緊張を強いられています。一方、核兵器禁止条約発効から 3 年が過ぎ、条約への批准は 70 カ国、署名は 93 カ国と国連加盟国 (193) の半数に迫ります。

(8 月 6 日 赤旗より)

8 日、長崎市松山町  
式典の準備が進む平和公園を訪れた人たち



長崎は 9 日、米国による原爆投下の惨禍から 79 年を迎えます。

長崎市松山町の平和公園では、市主催の平和式典が行われ、原爆が投下された午前 11 時 2 分に鐘の音に合わせ黙とうし、犠牲者を追悼します。

ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする国際情勢や、米国の核抑止論に依存し続ける日本政府の姿勢に、被爆者と市民は怒りと不安を募らせています。

(8 月 9 日 赤旗より)

## 79 回目の終戦の日 平和の対案で戦争への道防ぐ

日本がアジア・太平洋戦争に敗北した 1945 年 8 月 15 日からきょうで 79 年です。戦争がもたらした無数の悲劇を見つめ直し、平和への方策を考える日です。

130 年前に始めた日清戦争で朝鮮半島、台湾の植民地支配に乗り出した軍国主義日本は、31 年の中国東北部への侵略 (満州事変) 以降、中国・東南アジア・太平洋地域へと侵略を拡大し、2 千万人以上のアジア諸国民と 310 万人以上の自国民の命を奪いました。

焦土となった日本で、痛恨の思いを反映して生まれたのが、戦力の保持を禁じ、国の交戦権を否定した日本国憲法 9 条です。

### ■ 緊張招く 9 条改憲

ところが岸田文雄首相は「先送りできない課題」と

して、政権を投げ出す前に、あえて、憲法に自衛隊を明記する 9 条の明文改憲を打ち出し次期政権に引き継がせようとしています。

この間、自公がすすめてきた「戦争する国づくり」は、一片の閣議決定で憲法解釈を変え、米国に従って自衛隊が海外で戦争する道を開き 9 条を空洞化させてきました。それさえ踏み越えて 9 条の制約を正面突破し、「堂々と戦争できる国」にしようとするものです。

9 条は、二度と侵略戦争を起こさないという、アジア諸国への約束であり、日本への信頼の礎です。9 条改憲はアジアの緊張を一気に高めることとなります。

戦後の原点を否定する道を許すことはできません。

自公政権は中国の脅威を言い募り、「国民の命と安全を守る」として南西諸島に自衛隊の (2面に続く)

ミサイル基地を配備、米軍との共同訓練を強化してきました。同時に、その島々にミサイル攻撃に耐えるシェルターの整備をすすめ、本土への避難想定訓練を行っています。軍事対軍事の道が住民の安全を守るどころか、かつての沖縄戦のような危険を招く可能性を認めているのです。

■ **日本共産党の提言**

いま、戦争の準備ではなく平和の準備が必要です。日本共産党は外交による安全保障に徹する立場から東アジアの平和構築への提言を発表し、国民的・市民的運動を呼びかけています。

▽ASEAN（東南アジア諸国連合）と共に、紛争を平和的に解決する東南アジア友好協力条約を指針とし、排除でなくすべての国を包摂する枠組みを活用し東アジア規模で平和の地域協力を発展させる▽北東アジアの諸問題の外交的解決を図り東アジア平和共同体

を目指すマウクライナとガザの戦争を国連憲章・国際法にもとづいて解決する—というものです。「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する憲法9条の精神に立つものです。

自衛官が靖国神社に集団参拝し、今年1月には陸上幕僚監部が靖国神社には「国家防衛のために亡くなられた方々」が祭られているという文書を作成していました。「有事」の際の自衛官の給与・手当のあり方も検討課題とされています。

「お国のため」と侵略戦争に駆り出された過去を繰り返してはなりません。

かつて、戦争に反対した日本共産党員は弾圧され、国民は主権者でなく、真実を知りえませんでした。いまは違います。「戦争する国づくり」に向け暴走する自民党政治そのものを終わらせましょう。

※主張（8月15日赤旗）

# 北九社保協通信

報告・資料集 2024年7月号  
7月31日 事務局発行

## 昨年に続き「熱中症対策」について北九州市と懇談会実施



7月17日(水)に北九州市と熱中症対策について懇談会を行いました。この間、コロナの影響で中止となっていましたでしたが昨年、3年ぶりの開催にこぎ着け今年も引き続きの開催となりました。懇談には北九州健康友の会、健和会、北九社保協3者の代表11名で臨み市側は当局から6名が参加し前回同様、事前に質問・要望事項を申し入れ、その回答をうけて懇談を行いました。特に国の省令が定まっておらず回答が得られていなかった「熱中症特別警戒ラートの伝達方法」「クーリングシェルターの要件」「熱中症対策普及啓発協力団体の要件」について市の対応を確認し、重点的に意見交換を行いました。まず、冒頭に国の省令は1月に決まりその影響で市としての手引きや指針策定がずれ込み、5月議会での承認となった旨の経緯と遅れについての謝罪がありました。

参加者からは「社会的弱者である高齢者や乳幼児への熱中症予防の積極的広報と啓発、アラートが出た時の対応と行動」「クーリングシェルターとなる市民センター等の公共施設の利便性」「外出時の熱中症対策としての街路樹の整備」「高齢者への日頃からの声かけが重要。宅配業者や郵便局への協力要請を」「不要不急の外出を控えるべきだが、クーラーがない家庭や昨今の物価高騰で使用を控える方も少なくない。経済的支援も必要」などの活発な発言がありました。熱中症対策普及団体に対しては当局より「国は指定制をしているが、市としては登録制として敷居を下げて多くの企業・団体み協力いただける仕組みとしている」との説明があり、健和会大手町診療所1Fにある「暮らしの保健室」をクーリングシェルターとして申請することとしました。市の対応としてはまだまだ不十分な部分もありますが、地域住民を守る行政の立場に立って懇談会で出された意見については真摯に受け止めてもらいたいと思いました。

## いのと里裁判結審目前 いかんよ貧困福岡・北九州の宣伝行動を実施

7月25日(火)に毎月、定例で市内各地で場所を変えながら実施している「いかんよ貧困・福岡」北九州の宣伝行動を若松サンリブ前で実施しました。7月26日いのと里裁判福岡高裁での結審を目前に控え厳しい暑さの中でしたが、当日は生健会・年金者組合・北九社保協から8名が参加し裁判支援の訴えと署名のお願いをおこないました。猛暑のせいか人通りも少なかったのですが、ほとんどの方がピラを受け取り署名のお願いで声をかけると対話となる場面もありました。北九社保協からも「長引くコロナ禍や物価高騰で生活が厳しい方はぜひ、ご相談を！」と「7.27なんでも相談会」のピラ配布し、宣伝をおこないました。猛暑の中、参加者の体調も考慮し今回は早目に切り上げましたが、福岡高裁結審に向けて充実した宣伝行動となりました。次回、8月はお休みをして9月は定例の第4火曜日9月24日15時から戸畑駅前で行う予定です。



平和とくらしを守る北九州市民の会

〒803-0817 小倉北区田町13-21 田町ビル3F  
TEL 093-550000 fax 093-571-4346  
http://siminokai.sakura.ne.jp  
e-mail:koe@siminokai.com